

# 千葉県乳牛育成牧場運営要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、千葉県乳牛育成牧場設置管理条例（昭和47年千葉県条例第4号）及び千葉県乳牛育成牧場管理規則（昭和47年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、千葉県乳牛育成牧場（以下「牧場」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

## (預託内容)

第2条 預託牛の募集は、毎年3回行うこととし、募集頭数はそれぞれおおむね82頭とする。

2 預託は、前期にあつては7月1日、中期にあつては11月1日、後期にあつては3月1日から開始する。

## (預託の条件)

第3条 預託しようとする乳牛は、次の条件を備えるものとする。

- (1) 県内に住所を有しているものが、県内において現に飼養している乳牛であること。
- (2) おおむね6箇月齢に達していること。
- (3) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく登録を有すること。
- (4) 農業保険法（昭和22年法律第185号）第140条の規定による家畜共済の共済関係が成立していること。
- (5) 発育が日本ホルスタイン登録協会の発育標準の下限値におおむね達していること。
- (6) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、ヨーネ病について、衛生検査により本牛の陰性を確認できること。なお本牛が衛生検査時に6カ月齢未満の場合は、母牛の陰性の証明をもって本牛の衛生検査を省略できるものとする。また、牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）の検査を終了し、陰性の証明書を有すること。
- (7) 前号に定めるもののほか、畜産総合研究センター長（以下「センター長」という。）が関係機関と協議のうえ、必要と認める伝染性疾病（寄生虫病を含む。）について、検査・注射・薬浴又は投薬を行った旨の証明書を有すること。
- (8) ただし、検査、注射、薬浴又は投薬を受けた旨を家畜保健衛生所長が預託者の同意を得てセンター長に報告した場合は同条(6)、(7)に掲げる書類について、それぞれ提出を要しないものとする。
- (9) 牧場の通常の飼養管理に適応できること。

## (預託牛の募集)

第4条 センター長は、預託牛の募集に関する資料を受付開始日からおおむね2週間前までに、農業事務所及び関係機関を通じて配布する。

2 規則第2条に規定する預託者は、預託の申込みに係る書類を、前期の預託にあつては3月上旬から4月上旬までの、中期の預託にあつては7月上旬から8月上旬までの、後期の預託にあつては10月下旬から12月上旬までのいずれか指定する日までに、飼養地を管轄する市役所若しくは町村役場又は千葉県酪農農業協同組合連合会生乳受託団体（以下「県酪連生乳受託団体」という。）を経由し、農業事務所に提出するものとする。

3 センター長は、前項の規定により提出された書類の取りまとめを農業事務所長に依頼し、農業事務所長は、当該書類を前期にあつては4月中旬までの、中期にあつては8月中旬までの、後期にあつては12月中旬までのいずれか指定する日までに取りまとめを行うものとする。

## (審査基準)

第5条 受託の承認の審査基準は、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1次審査（書類審査）基準 第3条第1号から第3号までに該当すること。
- (2) 第2次審査（生体検査）基準 第3条第4号に該当し、かつ次の事項について適正であること。
  - ア 奇形、悪癖及び虚弱体質の有無
  - イ 発育値（体高・胸囲）及び生年月日等

2 前項の審査基準に係る選抜方法は、畜産課及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ決定する。

## (預託頭数の制限)

第6条 センター長は、第2次審査会に協議のうえ、1戸当たりの預託頭数を制限することができる。

## (審査)

第7条 センター長は、前期の預託にあつては4月下旬、中期の預託にあつては8月下旬、後期にあつては12月下旬までに第1次審査を行い、その結果を農業事務所長、家畜保健衛生所長、所属する県酪連生乳受託団体及び不適合農家に通知する。

2 センター長は、第1次審査適合牛について、第3条第5号から第8号までに係る検査等を家畜保健衛生所長及び農業事務所長に依頼し、家畜保健衛生所長及び農業事務所長は、原則として前期にあつては6月10日、中期にあつて

は10月10日、後期にあつては2月10日までに検査等を行うものとする。

3 センター長は、前項の検査等の結果をもって第2次審査会を開催し、預託牛を選定する。第2次審査会は、畜産課・農業事務所・家畜保健衛生所・千葉県乳牛育成牧場預託者互助会及び牧場の運営管理に当たる職員をもって構成する。

4 センター長は、前項の結果を速やかに第3項に掲げる機関等に通知する。

(受託書の交付)

第8条 センター長は、前期にあつては6月20日、中期にあつては10月20日、後期にあつては2月20日までに農業事務所を経由して受託書を交付する。

(預託の辞退)

第9条 受託の承認を受けた者が、入牧日までに承認の辞退をする場合は、その旨をセンター長に申し出るものとする。

(受託承認の取消)

第10条 センター長は、受託の承認を受けた乳牛が入牧日までに健康に異常があることを認めるときは、受託の承認を取り消すことができる。

2 センター長は、受託牛が次の各号に該当すると認めるときは、受託を取り消すことができる。

(1) 慢性疾患、不妊症牛で受託を継続することが適当でないとき。

(2) 受託牛が群管理に適当でないとき。

(3) 預託者が受託牛を途中下牧しようとする場合、その理由が適当であると認めるとき。

(入牧期日の変更)

第11条 センター長は、次の各号に掲げる事項が生じた場合、定められた入牧期日を変更することができる。また、入牧期日を変更した場合は、速やかに関係機関にその旨を通知しなければならない。

(1) 災害、事故等の原因により、入牧が不可能になったとき。

(2) 入牧日が土、日曜日または休日に重なったとき。

(入牧日の健康検査)

第12条 センター長は、入牧日に所轄の家畜保健衛生所及び千葉県農業共済組合連合会家畜診療所の協力を得て、預託牛の健康検査を行うものとする。

(指導)

第13条 センター長は、預託者等に次の各号に掲げる事項を指導する。

(1) 入牧前管理として入牧馴致を徹底すること。

(2) 入牧前に除角、削蹄を行うこと。

(3) 各種の調査に協力をすること。

(4) 預託牛は下牧後1年間以上、県内に保留させること。なお1年を満たずに県外への移動が確認された場合、センター長はその預託農家に対して、それ以降の預託申込牛の入牧を拒否できるものとする。ただし繁殖障害及び事故等の理由によりセンター長がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附則1、この要領は、昭和58年4月27日から施行する。

附則2、この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附則3、この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則4、この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則5、この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則6、この要領は、平成24年11月15日から施行する。

附則7、この要領は、平成26年11月17日から施行する。

附則8、この要領は、平成27年2月24日から施行する。

附則9、この要領は、平成30年10月15日から施行する。

附則10、この要領は、令和元年10月9日から施行する。